



社会保険

# いわて

奇数月発行 / 2022No.813



絵と文：千葉てるお

## 今号のお知らせ

- 令和4年度定時決定と算定基礎届 .....2
- 令和4年度生活習慣病予防健診・特定健診健康サポートのご案内 .....4
- 健康保険料率の抑制に向けて .....5
- 令和4年度歯科健診事業のご案内 .....5
- 2022年度一般財団法人岩手県社会保険協会の事業計画について .....6
- 社労士通信 vol.13 .....7
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ .....8
- 6月・7月の年金出張相談所日程 .....8

「キナキナという「ケシ」の話。」  
 北東北3県に多く見られる  
 木工芸「キナキナ」というこけし。  
 幼児のおしやぶりとして  
 各地それぞれで生み出された  
 ユニークな工芸品です。  
 がっつりはその通り幼児の  
 おしやぶりとして使われてあり  
 クラクラと動く頭の部分には  
 丈夫な歯茎を作ることなど  
 健康を考えた素材を使い  
 子供の成長にも配慮されていた  
 そうです。  
 今も若き担い手が製作を引き継ぎ  
 新しいデザインなどにも  
 広がりを見せているそうです。



● 職場内で回覧しましょう！

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

# 【 令和4年度 定時決定と算定基礎届 】

- 7月1日現在で使用している全ての被保険者の4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただきます。この内容に基づき、健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。
- 算定基礎届により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月分から翌年8月分まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。
- ◎算定基礎届は報酬に変動がない場合も提出が必要です。  
期日(令和4年7月11日)までに必ず仙台広域事務センターあてに提出しましょう。



(注) 社会保険労務士に委託している事業所は社会保険労務士に直接送付されます。

## ●チェックポイント●

1. 7月1日現在の被保険者全員が対象です。  
ただし、令和4年6月1日以降の採用者は令和4年度の算定基礎届の提出は不要です。
  2. 上記対象者の「4月から6月」までの3ヶ月間に支払われた報酬額(現物による給付は金銭に換算して別途記載)を記入します。  
(例) 4月の給料日に支払った報酬が、3月分であっても算定基礎届の「4月」の欄に記入します。
  3. 届出用紙は、該当者氏名等を印字して各事業所あてに送付されます。  
「被保険者資格取得届」の届出が遅れた方については、用紙に印字されていない場合があります。その場合は手書き用「算定基礎届」用紙に記入します。
  4. 該当する方がいる場合には、次に注意してください。  
◎70歳以上の方については「算定基礎届」の⑩備考欄の「1.70歳以上被用者算定」を○で囲み、⑪欄の個人番号を記入します。  
◎令和4年7月に標準報酬月額が改定される方は、被保険者報酬月額変更届(70歳以上被用者月額変更届)の提出も必要になります。
- 注意** 算定基礎届の提出が無い場合、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項の規定に基づき、従前の標準報酬月額を本年度の標準報酬とみなし保険者が決定します。保険者が決定した標準報酬月額を訂正しなければならない場合、遡及して保険料調整が行われることとなりますのでご注意ください。

## ■算定基礎届のよくある疑問■

- Q. 「4月、5月、6月の3ヶ月を単純平均すると実態とかけ離れた額になるのですが…?」
- A. 通常の方法で報酬月額を算定すると実態とかけ離れた額となる場合は修正平均を行います。
- 例
- ①4月、5月、6月のいずれかの月に3月分以前の給料遅配分または遡り昇給差額を支払ったとき。
  - ②4月、5月、6月のいずれかの月の給料が7月以降に支払われるとき。
  - ③4月、5月、6月のいずれかの月が低額の休職給であったとき、またはストライキ等による賃金カットをしたとき。
  - ④業務の性質上、例年4月、5月、6月の報酬額がその他の月と比べて著しく変動する場合で、次に該当するとき。
  - ◎過去1年間(前年7月～当年6月)に支払った報酬額の月平均額による標準報酬月額と2等級以上の差が生じたとき。

※添付書類に「年間報酬の平均で算定することの申立書」「保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」が必要となります。届出様式については、日本年金機構ホームページにありますのでご確認ください。

※令和4年度も、令和3年度に引き続き、対面での算定基礎届事務講習会は開催いたしませんので、日本年金機構ホームページに掲載した資料や動画をご覧ください。



- 算定基礎届の詳しい事務取扱いはお近くの「年金事務所」にお問い合わせください。  
(自動音声案内：「3」押下後「2」押下)
- |         |                 |         |                 |
|---------|-----------------|---------|-----------------|
| 盛岡年金事務所 | TEL019-623-6211 | 一関年金事務所 | TEL0191-23-4246 |
| 宮古年金事務所 | TEL0193-62-1963 | 花巻年金事務所 | TEL0198-23-3351 |
| 二戸年金事務所 | TEL0195-23-4111 |         |                 |

令和4年度も県内の中学生を対象に  
岩手県年金ポスターコンクールを開催予定です

国民年金にプラスで、老後にゆとり。  
まずは、資料請求を!

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

https://www.zenkoku-kikin.or.jp/

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階



# 令和4年度 生活習慣病予防健診・特定健診・健康サポートのご案内

## 生活習慣病予防健診

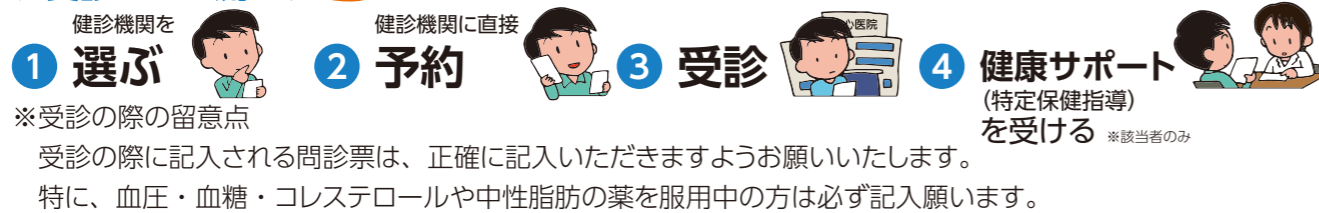
協会けんぽでは、加入者ご本人(被保険者)様を対象にした「生活習慣病予防健診」を行っています。  
ご自身のため、ご家族のため、ぜひご利用ください。

- お得ポイント**
- その1 協会けんぽから **健診費用の一部補助**があります!
  - その2 定期健診の項目にプラスして **がん検診(大腸・肺・胃)**も検査項目に含まれています!

〈生活習慣病予防健診と定期健診の比較〉

	生活習慣病予防健診 (一般健診)	定期健康診断 (事業者健診)
対象者	35~74歳の被保険者	常時使用する全ての労働者
実施回数	年度ごとに1回補助	年1回以上
実施主体	協会けんぽ	事業主
健診費用総額	最高18,865円 (健診機関により異なる)	約8,000円 (健診機関により異なる)
協会けんぽからの費用補助	最高11,696円	なし
負担額	最高7,169円 (健診機関により異なる)	約8,000円 (健診機関により異なる)
健診項目数	約31項目	約22項目

### ▶受診までの流れ 簡単



## 特定健診

ご家族様(被扶養者)を対象に特定健診(特定健康診査)を実施しております。

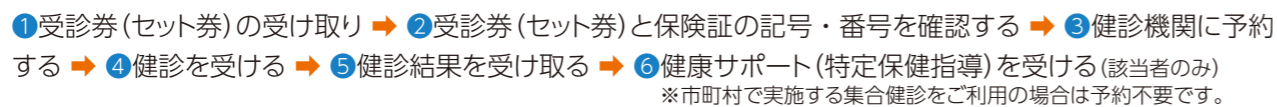
**対象: 40歳~74歳のご家族様(被扶養者)**

【協会けんぽが補助する金額】

基本的な健診のみ受診した場合 → **上限7,150円を補助!**

詳細な健診をあわせて受診した場合 → **上限10,550円を補助!** (基本的な健診に3,400円増額)  
※詳細な健診は医師の判断で、一部の方のみ実施

### ▶受診までの流れ 簡単



## 健康サポート(特定保健指導)

### 健康サポート(特定保健指導)とは?

健診結果等をもとに、メタボリックシンドロームのリスクが高い方に、専門職(保健師、管理栄養士等)が生活習慣病改善のサポートをさせていただきます。  
従業員の皆さまの食生活や運動・その他健康に関する幅広い相談に応じます。

### 無料で利用できます!(加入者ご本人の場合)

健診後、健康サポートの対象者に該当した場合は、事業所様またはご本人様へご案内をいたします。  
費用は無料となっておりますのでお気軽にご利用ください。

- point.1 一部健診機関では、**健診当日に健康サポートを受けられます!**
- point.2 **タブレット端末等を使い、オンライン面談も実施できます!**

※健診当日の健康サポートが可能な健診機関は、3月下旬に事業所様にお送りしたご案内をご確認ください。

コロナ禍で対面式の健康サポートを利用しづらいという事業所様には、タブレット、スマートフォンを活用した面談も準備しています。

お問い合わせ先: TEL019-604-9089 (保健グループ)

## 健康保険料率の抑制に向けて

### インセンティブ(報奨金)制度とは

5つの指標に基づき協会けんぽ各支部の評価を行い、上位15支部の健康保険料率が引き下げられる制度です。

令和2年度 岩手支部の5つの評価指標総合順位 **32位**

▶ 健康保険料率の引き下げに向けて、ご協力をお願いいたします。

### 5つの評価指標(岩手支部の令和2年度順位)

#### ① 特定健診等の受診率(22位)

point 生活習慣病予防健診や特定健診を受診しましょう!

#### ② 特定保健指導の実施率(31位)

point 健康サポート(特定保健指導)を受けましょう!

#### ③ 特定保健指導対象者の減少率(43位)

point メタボの対象者とならないよう、健康づくりを心がけましょう!

#### ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率(35位)

point 健診の結果、「要治療」と判定されたら、必ずすぐに医療機関を受診しましょう!

#### ⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合(2位)

point 医師・薬剤師にご相談のうえ、積極的にジェネリック医薬品を使用しましょう!



お問い合わせ先: TEL019-604-9018 (企画総務グループ)

## 令和4年度 協会けんぽ岩手支部 歯科健診事業のご案内

歯科医師が事業所様を訪問し、割引料金 で歯科健診事業を実施させていただきます。

### ▶実施期間

令和4年6月~令和5年2月  
※令和4年4月より申込受付開始

### ▶実施予定数

先着 700人  
※実施予定数に達した場合は、受付を終了させていただきます。

### ▶健診対象者

協会けんぽ岩手支部加入の**〈被保険者〉**様  
※被保険者以外の方は、割引料金の対象となりませんが、お申し込みは可能です。

### ▶健診内容

- ①問診 ②歯・歯肉の検査 ③咬合力検査
- ④歯科健康指導 ※1人あたり5~10分程度です。

### ▶健診料金

1,100円(税込)  
(通常2,420円)

**1,320円  
お得!**

協会けんぽ岩手支部  
ホームページ(歯科健診) →



申込書等は [こちら](#) 協会けんぽ岩手支部ホームページ → 健康づくり → 身体の健康、お口から 歯科健診のお知らせ

お申し込み・健診内容等に関するお問い合わせ先: TEL019-621-8020 (一般社団法人岩手県歯科医師会)  
本事業内容に関するお問い合わせ先: TEL019-604-9018 (企画総務グループ)

2022年度の事業計画については、3月25日付で予算理事会により書面で承認されたところです。概要については以下の通りとなっています。

なお、2021年度事業報告書及び決算書は、6月に予定しております定時評議員会の承認後、当協会ホームページに掲載いたします。

.....【2022年度事業計画の概要】.....

## 1. 本会事業及び社会保険制度の周知広報活動事業

### (1) 広報活動

- ① 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月(奇数月)発行
- ② ホームページ等を活用した制度広報の充実
- ③ 会員事業所に対する制度図書の無償配布

- ・ 社会保険の事務手続(適用・給付版)
- ・ 保存版制度マニュアルシート
- ・ 健康づくりカレンダー
- ・ 社会保険事業カレンダー
- ・ その他

- ④ 全国健康保険協会が行う各種健診等に関する広報支援



### (2) 社会保険事務等研修(講習)会の開催

日本年金機構、全国健康保険協会、公共職業安定所、社会保険委員会、岩手県社会保険労務士会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会及び岩手県中小企業団体中央会等をはじめとする関係機関と協力連携し、下記の研修(講習)会を実施する。

令和4年度月別研修計画(予定)

月別	研修	開催場所	備考
4月	事務担当者研修	二戸市、一関市、北上市、宮古市、盛岡市	社保いわて3月号に募集チラシ
8月	ビジネスセミナー	盛岡市、奥州市	社保いわて7月号に募集チラシ
10月	ビジネスセミナー	遠野市、八幡平市	社保いわて9月号に募集チラシ
12月	実務研修会	陸前高田市、岩手町	社保いわて11月号に募集チラシ
令和5年2月	実務研修会	岩泉町	社保いわて1月号に募集チラシ

### (3) 会員の拡大

会員拡大対策の一環として、新規に社会保険の適用を受けた事業所について加入勧奨に努める。同時に事業規模に応じた勧奨や、過去に会員であった事業所への勧奨を実施する。さらに加入対象範囲の拡大などを検討する。

### (4) 保健事業及び健康づくり事業の推進

健診事業を中心とした全国健康保険協会の保健事業推進の協力支援を行う。特に生活習慣病予防健診及び特定健診の推進、健康経営宣言事業所の拡大を重点に事業主及び被保険者等に対する啓発活動を行う。

- ・ 各種研修会に合わせた健康づくり事業の開催
- ・ 事業所内で行う健康づくり講習会等への講師派遣
- ・ 日常生活になじみやすい運動及び食事を取り込んだ健康づくりカレンダー「すこやかファミリー」を会員事業所に配付し健康づくり推進の啓発
- ・ 会員およびそのご家族等を対象とした健康づくり事業(ウォーキング、軽登山など)を開催

実施予定月	実施種目	実施場所	備考
6月	健康ウォーク	遠野市	社保いわて5月号に募集チラシ同封
10月	軽登山	滝沢市	社保いわて9月号に募集チラシ同封
10月	健康ウォーク	平泉町	社保いわて9月号に募集チラシ同封

### (5) 福利厚生事業

- ① 会員相互の情報交換及び異業種間の交流の場としてレク活動などの開催

予定月	事業名称	予定会場	備考
6月	ゴルフ大会	花巻市	6/11(土)開催予定 「社会保険いわて(5月号)」で参加募集案内同封

- ② 全社連(全国社会保険協会連合会)と連携した宿泊施設等の会員事業所への優待事業の実施
- ③ 会員限定の文化事業(音楽、演劇等)への優待事業の案内

**社長** 2022年4月から中小企業についても職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されると聞きました。職場におけるパワハラとはどんなものですか?

**社労士** 職場におけるパワハラとは、職場内において行われる  
① 優越的な関係を背景とした言動であって  
② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより  
③ 労働者の就業環境が害されるもの  
これら3つの要素のいずれも満たす行為と定義されています。



**社長** 具体的に、どんな行為がパワハラになりますか?

**社労士** 代表的なパワハラ行為とされるケースは  
① 身体的な攻撃(相手を殴ったり、物を投げつける等の暴行・傷害に該当する行為)  
② 精神的な攻撃(同僚の前で大声で叱責すること、人格を否定するような言動を行う等)※遅刻など、社会的ルールを欠いた言動に対し一定程度強く注意することは該当しないとされています。  
③ 人間関係からの切り離し(気に入らない部下を仕事から外す、長期間にわたり別室に隔離する等)  
④ 過大な要求(達成不可能なノルマを課す、到底終わりそうにない仕事を丸投げする等)  
⑤ 過小な要求(仕事を与えない、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる等)  
⑥ 個の侵害(交際相手や休日の過ごし方について執拗に聞いたり、退職後に個別に連絡をしたりする等)などが挙げられます。

**社長** 義務化に伴って会社でやらなければならないことは何ですか?

**社労士** 今後、事業主が行うべき措置として  
★ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  
① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること  
② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること  
★ 相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備  
③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること  
④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること  
★ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応  
⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること  
⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと  
⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと  
⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること  
★ そのほか併せて講ずべき措置  
⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること  
⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること  
以上の措置を取ることが、厚生労働省より示されています。

ささいな事でもお気軽にどうぞ!  
詳しくはお近くの  
**社会保険労務士**にご相談ください。  
ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



## 社会保険協会からの お知らせ

### ☆制度改正説明会を開催しました!

今年是在職老齢年金などの改正が行われることもあり、会員の関心も高く県内6会場で180名の参加がありました。また健康づくり事業として健康運動指導士などによる「肩こり・腰痛予防体操」も併せて行い、好評となりました。

本年も会員の皆様に役立つセミナーの開催に努めてまいりますので、ご希望等ございましたら電話、メールなどでお知らせください。

※年金制度改正の内容は日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。



アイーナ会場



健康づくり体操

### 社会保険協会からのお願い

### 事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、下記により当協会あてご連絡をお願いいたします。

#### 変更届

(送付先) FAX 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号  -  -  -

(宛名ラベルの下にあります)

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな 事業所名		
所在地	〒 —	〒 —
電話		電話

## 年金出張相談所

会場	6月	7月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	9(木)	14(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	15(水)	20(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	22(水)	7月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	6月はお休みです	27(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	16(木)	7月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	23(木)	28(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	6月はお休みです	7(木)	10:00~15:30
宮古	奥州市役所(江刺総合支所)	2(木)	7月はお休みです	10:00~15:30
	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	16(木)	21(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	2(木)	7(木)	10:30~15:30
	二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	9(木)	7(木)
			23(木)	21(木)

## 年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

【自動音声案内番号】

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。